

保護者の皆さまへのお願い

国立成育医療研究センター 病院長

未成年の子どもに対する医療については、保護者が子どもに代わって医療行為に関して同意をすることで治療の提供が可能になります。「保護者」とは、子どもの親権者、後見人などの総称ですが、医療契約においては原則として「親権者」がこれにあたります。

「親権」については、2024 年の民法改正により、「親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。」（民法 818 条）として、子の利益のために行使されなければならないことが明確化されました。また、新設された民法 817 条の 12 では、「親の責務」として「1. 父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならない、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。」、さらに「2. 父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。」と定めています。このことから、婚姻中であっても、離婚後であっても、子どもの父母は、子どもの心身の健全な発達を図るため子どもの人格を尊重し、互いに協力しなければならないということになります。

また、これまでは父母の離婚後はどちらかが単独で親権をもつこと（単独親権）となっていました。が、前述の民法改正により、協議ないし裁判所の決定によって父母の両方を親権者とする共同親権も選べるようになりました。

これらの法改正は 2026 年 4 月より施行されます。

小児医療においては、親権者の同意をいただくことを原則としています。

そのため、まず治療に先立ち、子どもの親権者がどなたであるのかを確認させていただきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。親権者には、子どもの治療方法について、医師から説明を聞いて、どうするかを選択し、同意（署名）をお願いしています。なお、子どもの成長発達に合わせて子ども自身の意見に耳を傾け、患者である子ども自身から了解を得ることも大切です。特に 16 歳以上の患者さんからは親権者からの同意に加えてご本人からの同意（署名）も頂いています。

なお、治療の侵襲度によって以下のように同意取得の対応が変わってきます。

◇ 侵襲度の低い日常的な治療

こどもに付添って来られた親権者の同意（署名）のみで治療を受けることができます。

◇ 輸血や血液製剤の使用など侵襲度が中程度とされる治療

原則として親権者双方の同意（署名）があることが望ましいと考えています。しかしながら、父母の間に意見の相違がない、もしくは一方に委任していると推測される場合は、片方の同意（署名）のみでも治療を受けることができます。

◇ 子の体への負担が大きい侵襲度の高い医療行為（手術や抗がん剤治療など）

親権者双方の同意（署名）が必要となります。親権者は共同して医師の説明を聞いた上で同意（署名）くださるようお願いいたします。

侵襲度が中等度以上の治療等に関しては、共同親権の場合、婚姻中であっても離婚後であっても、父母が揃って医師の説明を聞いてくださるのが原則となりますが、それが難しい場合は別々にご説明することもいたします。ただし、こどもの治療について医師の説明を聞いた上で同意（署名）をしなければならないことについては、父母の間に情報を共有してください。また、父母の意見が分かれてしまう場合については、病院のルールに従い改めて治療方針をご相談することになりますことをご承知おきください。

侵襲度に応じた同意取得の際の親権者の対応

		親権	
		共同親権	単独親権
侵襲度	低	単独同意で可	単独同意
	中	双方同意が望ましい (片方の同意でも可)	
	高	双方同意が原則	

離婚後共同親権を選択されている場合で、父母の間で直接連絡を取ることが難しい状況にあるときは、その旨お知らせください。ただし、医師や病院スタッフが親権者に代わってもう片方の親権者に連絡を取るといことはいたしかねますので、ご了承ください。

なお、本紙をご覧いただき、親権についてご質問やご相談がございましたら、患者相談窓口（病院1階総合受付の右奥）、もしくは患者相談専門職までお願いいたします。

2026年4月1日